

埼玉県東部地域医療構想調整会議要綱

(令和4年4月19日春日部保健所長決裁)

(設置目的)

第1条 東部保健医療圏（構想区域）における医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県東部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 構想の推進に係る協議に関すること
- (2) その他東部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(協議事項)

第3条 調整会議では、前条各号に規定する業務に係り、次の事項について協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に関すること
- (2) 病床機能報告及び定量基準分析に関すること
- (3) 非稼働病棟に関すること
- (4) 病床整備に関すること
- (5) 病床機能の転換に関すること
- (6) その他別に定めること

(組織)

第4条 調整会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる団体等の代表者とし、各団体等からの推薦に基づき、第10条で定める調整会議事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び病院団体
- (2) 公的医療機関及び各医療機能を有する医療機関
- (3) 医療保険者
- (4) 市町の保健部門の職員
- (5) 保健所長

2 前項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

3 調整会議事務局の長は、議事内容に応じて、当該事項に精通した者又は深く関与する者を調整会議に招請することができるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 調整会議に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、調整会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(調整会議の運営)

第7条 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 調整会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員がやむを得ず調整会議を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して調整会議に出席させることができる。

5 前項の規定により、調整会議に出席した代理の者については、委員とみなす。

6 調整会議の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(調整会議の公開)

第8条 調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(部会)

第9条 調整会議は、第2条に掲げる所掌事項に関して必要な検討を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の構成員は、会長が調整会議委員の中から指名した者とする。また、会長が必要と認める場合は、委員以外の者を加えることができる。

3 部会には部会長を置くこととし、部会長は、部会を招集し、その議長となる。

4 前項の部会長は、会長又は会長が指名する者とする。

5 部会長は、部会終了後、その内容を速やかに会長に報告するものとする。

(調整会議の庶務)

第10条 調整会議の庶務は、春日部保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定による委員の選任及び第10条の規定による調整会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。